

JMS

JAPAN MEDICAL SOCIETY

Dec. 2008

12

巻頭企画 感染症に備える

特別寄稿 わが国における県単位の新型インフルエンザパンデミック対策の必要性
佐藤武幸 (千葉大学医学部附属病院感染症管理治療部長)

風邪の季節に知っておきたいこと **もの鼻水と咳、医師に伝えるポイント**

講師 工藤典代 (千葉県立衛生短期大学栄養学科教授)

「密かに増えている非結核性抗酸菌症——高まる、疾患啓発の重要性」

講師 倉島篤行 (財団法人結核予防会結核研究所顧問、複十字病院臨床研究アドバイザー)

日本の終末期医療の改善への提案 (下)

廣瀬輝夫 (日本医療経営学会理事長、元ニューヨーク医科大学教授、秀明大学名誉教授)

医師不足解消に期待される、女性医師の問題点

伊藤正治 (医事評論家)

市民シンポジウム女性のワーク・ライフ・バランスと医療・介護

糖尿病プレスセミナー 合併症予防のために

コーヒーに生活習慣病予防・抑制効果!

ベクトン・ディッキンソン社会長が記者会見

社会不安障害 (SAD) がもたらす労働・社会的損失

がん対策基本法の光と影 患者の不満解消に期待と課題 小川 明 (ジャーナリスト)

草の根のがんサロンが島根で広がる 患者ら集い、悩み語り、励まし合う

免疫療法は、第4のがん治療法となり得るか?

岡本正人 (武蔵野大学薬物療法学研究室客員教授、テラ株式会社取締役)

肺動脈性肺高血圧症治療の新たな選択肢の効果

SGA性低身長症治療に期待の成長ホルモン

連載: 医療経営について (第13回) 松田純一郎 (公認会計士・認定登録医療経営コンサルタント)

Medical Who's Who (Vol.79) 黒木登志夫 (日本学術振興会・学術システム研究センター副所長、東京大学名誉教授、岐阜大学名誉教授)

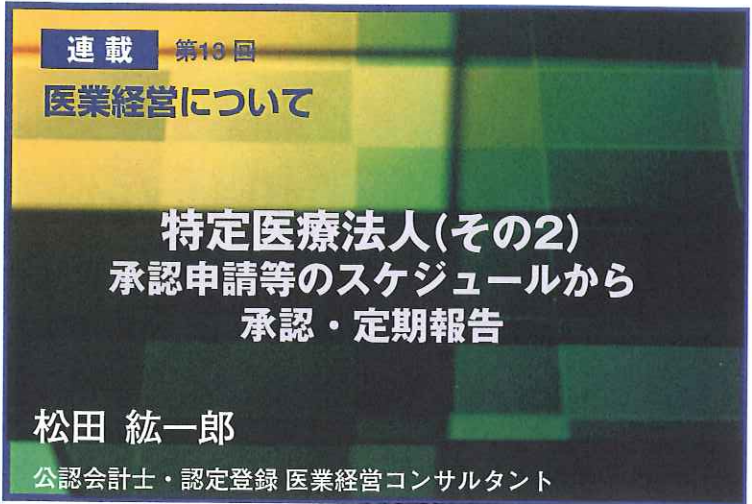
ラクトフェリンと補完代替療法

安藤邦雄 (腸溶性ラクトフェリン研究会常任理事)

関西JMS「早期の食道がんは、胸を開かず、侵襲や合併症の少ない安全な手術に」

医療・福祉の総合情報誌 ©





承認申請のスケジュール

(1) 厚生労働省による手続の概要

厚生労働省が医政局長通知(平15・10・9医政発第1009008)で、その承認手続の概要として(表1)を示しています。

(2) 一般的なタイムスケジュール

厚生省が示した、前述(表1)手続の概要に(※1)から(※8)までの符号「(※9)・(※10)・(※11)は筆者」を入れ、3月決算の医療法人(社団持分ありの経過措置型)の承認から、その後の定期報告まで、タイムスケジュールにして示していますと、次の(表2)のようになります。

(3) 時系列表

そのタイムスケジュール図表に示した項目毎に、以下に説明します。

(事前準備・要件整備・添付書類等の作成)

出資持分の全員の放棄の同意、役員等の非同族化の他、特別利益の供与の是正つまり、理事長等との取引の是正(特別代理人の選任も含む)、MS法人との取引の是正等により、長ければ1年、短くとも2〜3カ月はかけて事前準備・要件整備します。

※1 5月末までに都道府県知事に「医療法

人の事業報告書等について」(指導課長通知)に準拠した財務諸表等を作成し、決算報告します。その後病床(数)基準(基準告示2号イ)に該当している旨の証明申請①をして、証明印の交付②を受けます。

※2 6月中に知事の証明書②他、4種類の添付資料を付表として添付した「厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」を地方厚生局に提出、厚生労働大臣の証明印の交付③を受けます。

※3 8月上旬から、国税局で特定医療法人としての承認を受けるための(仮)申請書に、次の3種の明細表(付表)を添付して事前審査の申出⑤をします。

①申請者の医療施設等の明細表(付表) 承認要件を満たす旨を説明する書類

②申請者の理事・監事および評議員等に関する明細表

③申請者の経理等に関する明細表

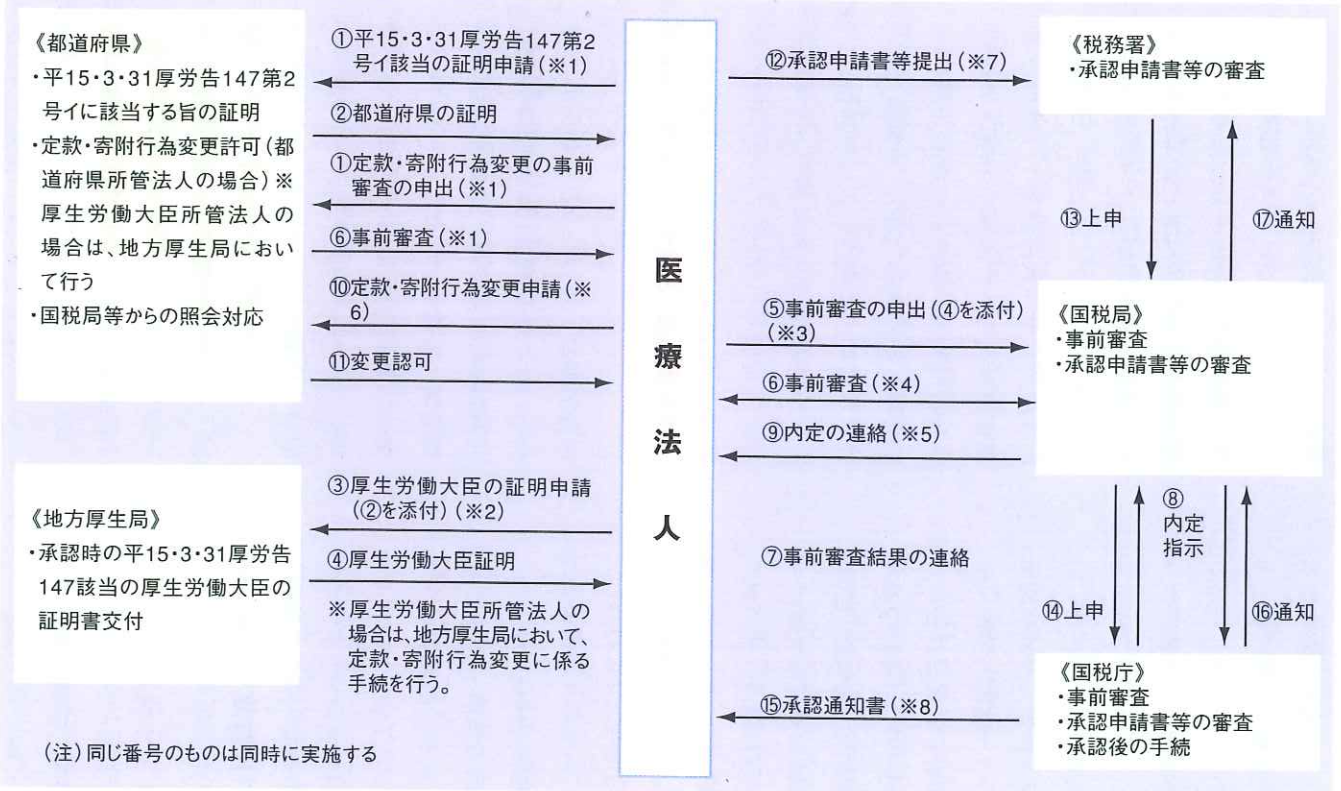
※4 10月から11月まで仮受付された上述(※3)の書類等に基づいて事前審査(⑥)書面審査と2日程度の現地への実地審査)、修正事項があればその期間内に修正することが必要です。

※5 12月中に「承認要件」充足であれば、国税局から内示⑨があります。不備で

租税特別措置法第67条の2の規定に基づき、国税庁長官の承認を得て創設される、特定医療法人について、その承認基準・準備のしかたは、前号(第12回・10月号)で説明しました。

この号は、3月末決算の経過措置型医療法人を前提に、その承認に至る全体的なスケジュール(特に事前審査を中心に)毎に、そのポイントを説明するとともに、課税当局の最近の対応について、私見を交えながら説明していくこととします。

表1 特定医療法人・承認手続の概要（厚生労働省）



（筆者注）（※1）から（※8）までの符号は、次のタイムスケジュール図表に合わせて筆者が付したものです。

表2 特定医療法人・承認にかかるタイムスケジュール

年	月	内 容
H20	2	(事前準備)・要件整備、例えば、理事長の利益相反取引・特別代理人等・添付書類等の作成
	3	
	4	
	5	
	6	※1 5月末日まで、知事へ決算報告・6月上旬証明願の申請①、定款変更事前審査の申出・事前審査
	7	※2 6月中・知事の証明書②を添付して、地方厚生局に厚生労働大臣の証明願申請③
	8	※3 8月上旬、国税局で事前審査の申出(9月末日まで)⑤
	9	
	10	※4 10月～11月、国税局で事前審査⑥
	11	
	12	※5 12月上・中旬・国税局からの内示⑨
		※6 直ちに、知事宛に定款変更の申請⑩ 1月中旬頃認可⑪
H21	1	※7 1月末日まで、特定医療法人承認申請書⑫の提出(新定款添付)
	2	
	3	※8 3月まで、国税庁長官から、特定医療法人「承認通知」⑮・(新)理事会・(新)社員総会・評議員会を開催
	4	
	5	※9 5月末日まで、知事へ決算報告・証明願の提出(総会后)
	6	※10 6月中・知事の証明書を添付して地方厚生局に厚生労働大臣の証明願
		※11 6月末日まで、特定医療法人の定期提出書類の提出書(証明書を添付して)を税務署経由、国税庁長官に提出

(注意)

①内容の文章の中で示しました①から⑮の符号は「手続の概要」に示された番号です。②平成20年3月末日決算(網かけ部分が申請年度)を想定しました。
 ③要件整備等は、期中(事前審査)にかかります。④※6、定款変更の申請は、都道府県主務課との事前の協議が必要です。

あれば一般的には、仮申請書を取下げます。

※6 12月中、内示後直ちに(現)理事会、

(現)社員総会を開催し、知事に定款変更の認可申請(⑩事前から根回し、協議しておくことが必要)をします。

※7 翌年1月上・中旬まで(知事からの定

款変更認可通知⑪を受け)直ちに(新)理事会(新理事長・新常務理事の互選を含みます)、(新)社員総会、評議員会を順次開催し、所轄税務署長経由、国税庁長官に特定医療法人としての承認を受けるための申請書(⑫新定款を添付)を提出します。

※8 3月中、国税庁長官から、特定医療法人

の承認通知⑬。それを受けた後、予算編成を主目的とした(新)理事会・(新)社員総会・評議員会を順次開催します。

※9 5月末日までに、決算を主目的とした

(新)理事会・(新)社員総会・評議員会を順次開催し、承認(同意)により事業報告書等を提出し、知事に決算報告します。その後知事に※1後段の証明提出、証明印の交付を受けます。

※10 6月上旬(または5月下旬)知事の証

明書を添付して※2の証明願を地方厚生局に提出、厚生労働大臣の証明印の交付を受けます。

※11 6月末日まで、特定医療法人の定期提出

書類の提出書(証明願を添付して)税務署長経由、国税庁長官に提出します。

申請の実務ポイント(列挙)

(1) 法令・税務上に非違がないこと

医療法人は、理事長を頂点とし、現場職員までのヒエラルキーの中で、医療・介護施設がそれぞれの専門性を発揮し、動かされていることは間違いありませんが、当然ながら「人の生命・健康に直接関わり合う」施設として、さまざまな規制、つまり各種の法令が存在します。

ここで言う、法令(一般的なもの)にも、さまざまなものがありますが、一般に法令を狭義に考える場合、「法律」(例えば医療法)を指しますが、広義には、「法律」・「政令」・「省令」(例えば医療法施行規則)・「告示」および「通知」(例えば、医政局長通知、指導課長通知)を含むものとなり、広義解釈をとるべきです。ここで問題になるのが、税務上の非違ですが、当然、税務上の非違も含まれます。その申請年度前、過去三事業年度で重大な修正申告による過小申告加算税(重大の金額の規模は示されていません)、または重加算税が付された場合、「非違あり」とされ不承認となります。従って、このようなケースの場合、その年度から三事業年度経過した、次の事業年度以降に申請すべきです。

(2) 特別の利益の供与がないこと

① 一般的な事項

医療法人とその役員(理事長など)との間に生じた経済的な利益は、「特別の利益供与」となり、税法上の反則(否認)だけにとどまらず、金額が大きい場合には、医療法令上の違反(配当類似、社外流出行為)ともなり得ます。一般的な経済的利益は、次のようなものであり、これらの取引は禁止されています。

- ・ 無償または著しく低い価額で、法人が資産を譲り受け(役務提供を含む)た場合
- ・ 無償または著しく低い価額で、法人が資産を譲渡(役務提供を含む)した場合
- ・ 無利息で金銭を貸し付け(借り入れを含む)た場合
- ・ 無償で資産を貸し付け(借り受けを含む)た場合

このように、理事長所有土地の医療法人への売買は、明らかに利益相反する自己取引になるはずですが、さらに、理事長との利益相反取引は、その取引が重要な場合には、理事会のほか社員総会の承認が必要となります。この場合、当事者である役員は、会議に参加(出席)、審議には加われますが特別の利害関係者として議決には加われません。このことは議事録に明らかにしておくべきです。

② 特別代理人

特別代理人とは、医療法第68条の規定によ

り、理事長の自己取引を理事長に代わって理事長個人と取引を実施する代理人をいいます。すなわち、その取引そのものの理事会等の承認のほか、特別代理人の仮選任をし、都道府県知事の選任(承認)を受ける必要があります。その資格は、次のようになります。

特別代理人は、知事の選任により医療法人・理事長に代わって理事長個人と取引をするものであり、取引等契約内容等が理解できる専門家が望ましいのですが、禁治産者等が除かれるのは当然として、次のような者は不適格とされています。

- ・当該法人の役員その家族、職員
- ・理事長の親族
- ・顧問契約を結んでいる税理士・公認会計士など

(3) 実地調査への対応

①事前審査の一部の実地調査は、申告所得や申告納税額について非違(不正等)を見るため、税務調査ではありません。当該医療法人が特定医療法人の承認要件を充足しているかどうかをチェックするためのものであり、医療法人側も資料を整え、積極的に協力し、スムーズな執行に協力しましょう。

②修正を要求されたとき

役員等の構成や特別の利益供与と思われる取引等があり、修正を要求されたときは、次の様に2とおりの対応があります。

イ 軽微な修正

税務調査ではなく、理事会等には付託することもされないような軽微な誤謬などが指摘された場合には、その場で修正していく等の積極的対応(再発防止の歯止めも含め)が必要ですが、最近の調査では、次年度に送るケースが多いようです。

ロ 重大な修正

重大な不正、誤謬等が発見された場合(例えば、役員の一部との取引が特別の利益の供与となり、それを隠蔽していた)は問題です。特別の利益供与部分の金額の返還せしめるなど誠意ある対応は必要としても、医療法令上の問題(例・賞与支給等)にもなりかねず、内示が出されることがないような場合には、申請した医療法人側から自発的に承認申請を取り下げることも考慮すべきだと思います。

むすび

特定医療法人について、2回に渡り説明。本号は、承認申請のスケジュールを中心に、そのポイントを説明するとともに、特に重要と思われる実務ポイント3点の留意事項を示しました。

社会医療法人の認可に係る、救急医療等五事業の基本条件が極めて厳しい(例・夜間・休日の救急搬送件数、1年750件以上など)

ことから、特定医療法人への移行が見直されています。ただし、それに対応とも思われませんが、事前審査(実務調査)も厳しくなり、少額の所得の修正も、次年おくり(次年度で再申請)というケースが増えています。これを承して、内部統制システムの充実、理事長との取引の適切な是正等を図ってから申請すべきことを、この号のむすびとします。

【筆者紹介】



松田 紘一郎
公認会計士・認定登録
医療経営コンサルタント

松田紘一郎税理士・公認会計士事務所

〒104-0031 東京都中央区京橋3-6-12 正栄ビル8F

Tel:03-5159-3377(代) Fax:03-5159-3741

http://www.health-iso.co.jp

e-mail:Matsuda@health-iso.co.jp

(社)日本医療法人協会・監事・専門委員

(社)日本医療経営コンサルタント協会・常務理事

(財)アイザワ記念育英財団・理事長

ヘルスケアマネジメント協会・会長

秀明大学 総合経営学部 医療福祉マネジメントコース・教授

日本大学大学院・グローバルビジネス研究科・講師
有限責任中間法人 日本中小企業経営支援専門家協会・医療経営部会長